

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

## 障がい者基本計画/障がい福祉計画/障がい児福祉計画の策定について

## 1 計画の位置づけ

| 区分    | 障がい者基本計画   | 障がい福祉計画  | 障がい児福祉計画   |
|-------|--|--|--|
| 根拠法   | 障害者基本法第11条第2項  | 障害者総合支援法第89条第1項  | 児童福祉法第33条の22第1項  |
| 計画の性格 | 障がい者施策に関する基本的な計画                                       | 障害福祉サービス等に関する実施計画  | 障害児通所支援等に関する実施計画   |
| 計画の内容 | 保健、医療、福祉、労働、教育や生活環境などの分野における障がい者施策全般について、その基本的な方向を定める。 | 地域生活移行、一般就労への移行者数などを数値目標として定める。<br>指定障害福祉サービス、相談支援事業の種類ごとの必要な量の見込、確保の方策を定める。 | 障がい児支援の提供体制の整備に関して数値目標として定める。<br>指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込、確保の方策を定める。 |
| 計画の期間 | 法に規定なし   | 基本指針により3年と規定   | 基本指針により3年と規定   |

## 2 各計画策定の方針

「障がい者基本計画」は、障がい者施策の基本的な計画として策定する。

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障がい者基本計画」に掲げる事項のうち障害福祉サービス等、障害児通所支援等についての実施計画として、一体的に策定する。

## 3 計画の名称

島根県障がい者基本計画 [ 変更なし ]

第7期島根県障がい福祉計画・第3期島根県障がい児福祉計画 [ 名称を併記・変更なし ]

## 4 計画の期間

「障がい者基本計画」の計画期間は6年とする。

実施計画としての「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の実績等を踏まえながら、次期計画の改定を行う。計画期間は3年とする。

## 5 その他

|          | 19            | H20 | 21            | 22 | 23             | 24 | 25             | 26 | 27                      | 28 | 29                       | 30 | R元                       | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |  |
|----------|---------------|-----|---------------|----|----------------|----|----------------|----|-------------------------|----|--------------------------|----|--------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|--|
| 障がい者基本計画 | 島根はつらっプラン     |     |               |    | 障がい者基本計画       |    |                |    | 障がい者基本計画(現計画)           |    |                          |    | 障がい者基本計画(新計画)            |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |  |
| 障がい福祉計画  | 第2期<br>障害福祉計画 |     | 第3期<br>障害福祉計画 |    | 第4期<br>障がい福祉計画 |    | 第5期<br>障がい福祉計画 |    | 第6期<br>障がい福祉計画<br>(現計画) |    | 第7期<br>障がい福祉計画<br>(新計画)  |    |                          |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |  |
| 障がい児福祉計画 |               |     |               |    | 障がい児福祉計画       |    |                |    | 第1期障がい児<br>福祉計画         |    | 第2期障がい児<br>福祉計画<br>(現計画) |    | 第3期障がい児<br>福祉計画<br>(新計画) |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |  |

R5.秋頃開催予定の「部長と障がい者団体との意見交換会」において、障がい者団体から障がい者基本計画の構成案に対する意見を聴取する。

## 島根県障がい者基本計画の改定の考え方について（案）

### 1. 計画策定の背景・趣旨

◇島根県では、平成 30 年度から令和 5 年度までの「島根県障がい者基本計画」を策定し総合的な障がい者施策の推進を図ってきたが、計画期間が満了

◇国においても、障害者基本計画が期間満了となることから、令和 5 年 3 月に次期障害者基本計画を策定閣議決定、国会報告

（前計画と新計画の構成は、項目の並び替えはあるが大きな変更はなし）

◇この間に、様々な法律が制定・改正

- ・平成 30 年 5 月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正  
→ 2020 年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずるもの

- ・平成 30 年 5 月「学校教育法」改正  
→ 視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対する「デジタル教科書」の使用

- ・令和元年 6 月  
「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正  
→ ①短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保  
②保護者制度の廃止 ……など

- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」制定  
→ ①アクセシブルな書籍・電子書籍等の普及と、量的拡充・質の向上  
②視聴覚障害者の障害の種類と程度に応じた配慮 ……など

- ・令和 3 年 6 月  
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」改正  
→ ①全ての事業者における合理的配慮の義務化（民間事業者は R6.4 より）  
②障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止 ……など

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」公布  
→ ①国・地方公共団体の責務、学校・保育所の設置者の責務の明確化  
②医療的ケア児支援センターの設置 ……など

- ・令和4年5月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通にかかる施策の推進に関する法律」公布
  - ① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
  - ② 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上 ……など

## ◇以上のような社会情勢の変化を踏まえ、島根県障がい者基本計画を改定

### 2. 計画の位置づけ

#### (1) 法的位置づけ

◇障害者基本法第9条第2項に規定されている都道府県障害者計画として位置づけ、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするもの

#### (2) 他の県計画との関係

- ◇島根創生計画に掲げる「V 健やかな暮らしを支える」を受け、障がい福祉の観点から、基本目標の実現を目指す
- ◇島根県障がい福祉計画・島根県障がい児福祉計画は本計画の実施計画として位置づけ、計画の進行管理を行う

### 3. 計画の期間

◇令和6年度から令和11年度までの6年間の計画とし、必要に応じて見直しを行う  
(変更なし)

### 4. 計画改定にあたっての視点等

#### (1) 基本理念(基本目標)

◇障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指すこと

#### (2) 基本施策の見直しの視点

- ◇入所から地域生活への移行・地域生活の継続の支援
- ◇福祉施設から一般就労への移行

### 5. 改定スケジュール

- 6月～ 骨子案を障がい福祉課内、部内及び関係各課に提示し、修正等の必要の有無を確認
- 7/25 第1回島根県障がい者施策審議会にて骨子案を提示
- 8月～ 審議会で承認された骨子に基づき、肉付け作業開始(素案作成)
- 11月 常任委員会に素案の報告
- 12月 パブリックコメント実施
- 2月 第2回島根県障がい者施策審議会で次期計画案を審議  
常任委員会員会に計画案報告
- 3月 計画決定

障がい者基本計画策定スケジュール（案）

|  |     | R5年度        |    |    |                |                     |                 |                          |            |              |              |    |                 | R6年度 |    |
|--|-----|-------------|----|----|----------------|---------------------|-----------------|--------------------------|------------|--------------|--------------|----|-----------------|------|----|
|  |     | 3月          | 4月 | 5月 | 6月             | 7月                  | 8月              | 9月                       | 10月        | 11月          | 12月          | 1月 | 2月              | 3月   | 4月 |
|  | 国   | 障害者<br>計画決定 |    |    |                |                     |                 |                          |            |              |              |    |                 |      |    |
|  | 県   | 施策<br>審議会   |    |    | 現行計画の<br>評価・分析 | 基本的方針<br>・柱立て<br>検討 | 第1回<br>開催<br>提示 |                          | 計画素案<br>検討 | 計画素案<br>に対する | 計画素案<br>パブコメ |    | 第2回<br>開催<br>提示 | 計画策定 |    |
|  | 団体  |             |    |    |                |                     |                 | 意見交換会<br>基本方針・柱立て<br>を提示 |            |              | 計画素案<br>文書照会 |    |                 |      |    |
|  | 市町村 |             |    |    |                |                     |                 | 基本方針・柱立て<br>文書照会         |            |              | 計画素案<br>文書照会 |    |                 |      |    |

|                  | 現計画の項目   | 取組状況と課題  | 今後の対応・施策の方向性  |
|------------------|--|--|---|
| 1. 差別解消及び権利擁護の推進 | (1) 障がい者差別の解消の推進<br>①障がい者差別の解消の推進<br>②合理的配慮の提供                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者週間」に市町村と連携した街頭キャンペーンの実施（令和2年、3年度は、新型コロナで中止）</li> <li>・相談を受け付ける専門スタッフ・専門ダイヤルを設置し、相談に対応した</li> <li>・意見交換会や公聴会の開催、関係団体への意見照会を実施</li> <li>・障がいのある人とない人との均等な機会及び待遇の確保について、障がい者雇用促進フォーラムで周知した</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭キャンペーン等「障害者週間」の取組に加え、様々な媒体を活用した県民への啓発活動を継続する</li> <li>・各種広聴制度等を活用して意見聴取を行い、施策の参考とする</li> </ul>                                    |
|                  | (2) 障害に対する理解の促進<br>①啓発・広報活動の推進<br>②保健・福祉教育の推進<br>③交流・ふれあいの促進<br>④生涯学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいサポート運動の推進により、あいサポーター数が増加</li> <li>・新規採用職員研修において「あいサポーター研修」を実施</li> <li>・総合的な学習の時間等において、「障がい者理解」や「人権」などをテーマとした学習、研修を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の趣旨や、「あいサポート運動」を通じた障がい特性や必要な配慮について、引き続き普及啓発を推進する</li> <li>・今後も職員向け研修を実施するとともに、市町村向けにあいサポート運動への参加を呼びかける</li> </ul>           |
|                  | (3) 権利擁護のための施策の充実<br>①権利擁護の推進<br>②虐待防止対策の推進                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価は福祉サービスの質の向上に有効な手段であるが、事業者の受審件数は少ない</li> <li>・障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について、施設等に対する指導を実施</li> <li>・障害福祉サービス事業所等の設置者、管理者、従事者、相談支援専門員等を対象に、研修を実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人や各事業所等に対して引き続き第三者評価制度の周知を図り、受審を促進</li> <li>・引き続き、障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待の未然防止・早期発見を図る</li> <li>・施設長、管理者等の研修受講の徹底を図る</li> </ul> |

| 現計画の項目   | 取組状況と課題   | 今後の対応・施策の方向性   |
|--|---|--|
| <p>(1) サービス基盤の整備</p> <p>①住まいの場の確保<br/>②日中活動の場の充実<br/>③訪問系サービスの充実<br/>④重度障がい者・難病患者への支援<br/>⑤移動支援の充実<br/>⑥コミュニケーション支援<br/>⑦情報アクセシビリティの向上</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームや日中活動系施設の整備は進んだが、<b>施設の老朽化や災害対策にかかる大規模修繕のニーズが多い。</b></li> <li>・強度行動障がい支援者養成研修やアドバイザーの配置により、<b>受入れに係る理解や認識は進みつつある。</b></li> <li>・重症心身障がい児者にショートステイ等を提供するため、看護職員等を加配している事業所への助成事業を実施しているが、サービスを受ける事業所がない圏域がある</li> <li>・広報より身体障害者補助犬に対する理解促進に努めているが、依然として受け入れ義務がある施設で盲導犬受入れ拒否事例が発生している</li> <li>・<b>体調不良や高齢等による手話通訳者や要約筆記者の登録を辞退するケースが多く、</b>ニーズに対する登録者数が十分でない</li> <li>・聴覚障害者情報センター及び西部視聴覚障害者情報センターの運営や点字図書館運営法人への補助を通じて情報提供サービスの充実を促進</li> <li>・障がい者向けのパソコン研修等を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の施設整備のニーズは高いことから、圏域の整備状況等を把握しながら着実にグループホーム、日中活動系事業所の整備を進める</li> <li>・強度行動障がい者の特別支援修了者の地域移行が特定の施設に限られており、引き続き各施設や地域における支援体制の強化が必要である</li> <li>・重症心身障がい児者が身近な地域でサービスを受けられるよう、事業所へ助成事業の周知を図り、サービス提供事業所を増やす</li> <li>・引き続き様々な媒体を活用して身体障害者補助犬に関する広報啓発を反復継続的に行う</li> <li>・手話通訳者や要約筆記者の養成講座の内容充実を進め、登録者数の増加を図る</li> <li>・視聴覚障害者情報提供施設やサービスの周知を図るとともに、利用ニーズを把握し、点字図書、録音図書等の整備を進め、利用者の利便性の向上を図る</li> <li>・引き続き障がい者のニーズにあわせて、情報機器使用に関する講習等を開催する</li> </ul> |
| <p>(2) 生活支援体制の整備</p> <p>①相談支援体制の充実<br/>②人材の養成・確保<br/>③各種制度の活用促進</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画の作成率はほぼ100%である</li> <li>・県相談支援アドバイザー、圏域相談支援コーディネーターを中心に相談支援従事者等研修等を実施</li> <li>・<b>高次脳機能障がい者支援のための、2次医療圏ごとの圏域支援拠点、県内3箇所地域支援拠点を設置し、コーディネーターを配置した</b></li> <li>・<b>県内2か所の発達障害者支援センターにおいて家族支援等の実施、心理職を追加配置して事前アセスメントの実施体制を強化</b></li> <li>・サービス管理責任者等養成研修を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き質の高い計画作成、相談支援が行われるよう相談支援従事者に対する研修をきめ細やかに実施する</li> <li>・<b>引き続き拠点配置、コーディネーター配置を行い、専門的な相談支援体制を整備する</b></li> <li>・発達障がい者に対するの切れ目のない支援のため、<b>地域全体での早期発見・早期支援体制の充実と発達障害者支援センターの専門性強化</b>を図る各市町村における教育・保健・福祉等の連携が図られるよう引き続き支援する</li> <li>・研修内容の充実によるサービスの質の向上を図る</li> </ul>  |
| <p>(3) 障がい児支援の充実</p> <p>①地域における療育体制の充実<br/>②医療的ケア児等に対する支援<br/>③各種医療対策の充実</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重症心身障がい児者を対象とした、巡回療育や送迎を行う事業所に対して経費を助成</li> <li>・拠点病院・協力病院に心理職等を配置し、圏域での相談支援体制の強化や、かかりつけ医師等向け研修を実施</li> <li>・医療的ケア児支援センターを開設、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重症心身障がい児者が専門的療育を受ける機会を確保するため、引き続き巡回療育等を行う事業所への支援を行う</li> <li>・<b>専門医の確保と小児科・精神科の連携等による高度化、かかりつけ医の拡大、心理職等との多職種連携、圏域での教育機関等とのケース連携等を進める</b></li> <li>・<b>医療的ケア児支援センターを中心に、保健、医療、福祉、教育機関と連携した支援体制の構築を図る</b></li> </ul>   |
| <p>(4) スポーツ・文化芸術活動への支援</p> <p>①スポーツ・レクリエーションへの支援<br/>②文化芸術活動への支援</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>施設の改修や障がい者向けのスポーツ用具の整備の実施</b></li> <li>・<b>スポーツ指導員養成講習会やスポーツレクリエーションスタッフ向けに、障がい者理解の講義やあいさポーター研修を実施</b></li> <li>・レクリエーションフェスティバルにおいて、ユニバーサルデザイン種目を増やすことにより障がい者の参加が増加</li> <li>・島根県障がい者アート作品展の開催、県立美術館・石見美術館の観覧料の減免</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の大規模改修に併せて、ユニバーサルデザイン化を推進する</li> <li>・引き続き地区の実態に応じた障がい者スポーツに関する研修を行い、スポーツ指導者の資質向上と理解促進を図る</li> <li>・レクリエーションフェスティバルの継続開催に加えて、スポレク広場の充実などにより、障がい者のスポーツ活動の参加機会を促進する</li> <li>・障がい者アート作品展開催や県立美術館・石見美術館の観覧料の減免を継続して実施する</li> </ul>  |
| <p>(5) 地域における福祉活動の充実</p> <p>①障がい者団体や本人活動の支援<br/>②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実<br/>③ボランティア活動の推進</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体に対して、自主的社会的活動への参加のための啓発活動を委託し、障がい者及びその家族等の活動を支援</li> <li>・「しまね県民活動支援センター」において、NPO等の活動支援のため、情報収集・提供、研修、相談対応等を実施</li> <li>・<b>障がい者支援を行うボランティア養成のため支援を実施</b></li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き各種団体の活動に対して支援を継続する</li> <li>・多くの県民・団体に活用してもらえるようしまね県民活動支援センターでの事業内容の検討、周知・広報を実施する</li> <li>・<b>引き続き必要に応じた支援を行う</b></li> </ul>  |

2. 地域生活の充実

| 現計画の項目  | 取組状況と課題   | 今後の対応・施策の方向性   |   |
|---------|---|--|---|
| 3. 就労支援 | <p>(1)一人ひとりの障がい特性や能力を生かした多様な就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用率制度を柱とした施策の推進</li> <li>②定着を見据えた就業面・生活面からの総合的支援</li> <li>③多様な雇用・就業形態の促進</li> <li>④雇用への移行を進めるための支援</li> <li>⑤職業能力の開発</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用促進に係る啓発パンフレットや、障がい者雇用情報紙『レインボー』を作成し、配布した</li> <li>・県内全圏域の障害者就業・生活支援センターに、生活支援担当職員や雇用促進支援員を配置し、就業相談や定着支援に向けた取り組みを実施</li> <li>・県庁ワークセンターで、障がい者雇用を行うとともに、支援員を配置し、事務作業を実施</li> <li>・障がい者の就職促進のため、民間企業等を活用して多様な委託訓練を実施</li> <li>・障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センターと定期的な情報交換の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用の理解促進のため啓発活動を実施する</li> <li>・「チーム支援」による就労・定着支援を推進する</li> <li>・一般就労に向けて引き続き実施する</li> <li>・委託訓練受講者の就職率は全国を上回っており、一定の成果をあげていることから継続して実施する</li> <li>・関係機関との連携を密にし、障がい者訓練の実施に努める</li> </ul> |
|         | <p>(2)工賃向上のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①共同化・連携の推進</li> <li>②受注・販路の拡大</li> <li>③企業的経営手法の導入</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農福連携の促進等によりB型事業所の工賃は伸びた</li> <li>・事業所の新商品開発・販路開拓、工賃向上への取り組みを支援</li> <li>・就労事業振興センターを通じた経営セミナーの開催、就労継続支援A型事業所を対象に経営安定化研修を実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労事業振興センターとの連携や、官公需の開拓などにより引き続き工賃向上に取り組む</li> <li>・販路拡大に向けた安定供給力・商品力の向上のため、引き続き就労事業振興センターを中心として取り組みを継続する</li> <li>・工賃向上のためのスキルアップ、事業所・企業運営についての意識改革、経営能力の向上を図るために継続して取り組む</li> </ul>        |

| 現計画の項目   | 取組状況と課題   | 今後の対応・施策の方向性  |
|--|---|---|
| <p>(1) 保健活動の推進</p> <p>①健康づくりの推進<br/>②精神保健の推進<br/>③地域の保健活動への支援</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診データ等を活用した、糖尿病、脳卒中等に関する分析や課題の検討、発病予防のための県民啓発を実施</li> <li>・ピアサポーター養成を行ったが、コロナ禍により入院患者に寄り添った支援が実施できなかった</li> <li>・自死予防対策の普及啓発やゲートキーパーの養成を行った</li> <li>・ひきこもり支援従事者研修会や支援担当者会議の実施</li> <li>・2次医療圏ごとに関係機関と検討の場を持ち、市町村が実施する保健福祉サービス等に対して支援</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診データの分析結果による県民の健康実態、課題等を広報し、発症や重症化予防を強化する</li> <li>・ピアサポーターの継続した養成・支援を行い、専門性が発揮できるよう支援</li> <li>・引き続き、関係機関・団体と連携して自死予防対策を実施する</li> <li>・技術援助や研修会開催など、関係機関との連携強化</li> <li>・連絡会や研修会の開催により支援する</li> </ul>   |
| <p>(2) 難病対策の推進</p> <p>①相談支援・生活支援の充実<br/>②福祉サービスの提供</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・疾患毎に患者・家族会を開催し、ニーズに応じた学習会を実施</li> <li>・難病相談を実施、難病医療従事者向けの研修会を開催</li> <li>・しまね難病相談支援センターに難病診療連携コーディネーターを配置し相談対応、連絡調整を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も難病相談を実施し、難病患者支援者に対し研修会を開催する</li> <li>・引き続き難病診療連携コーディネーターを配置し、在宅重症難病患者の入院施設確保等の様々な相談に対応していく</li> </ul>  |
| <p>4. 保健、医療、教育の充実</p> <p>(3) 障がい者に対する適切な医療等の提供</p> <p>①地域医療、救急医療体制の充実<br/>②適切な医療の提供<br/>③医療従事者の養成・確保<br/>④リハビリテーション体制の整備</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各圏域ごとに関係医療機関と連携し研修会・検討会を実施</li> <li>・24時間365日、緊急な相談・受診に対応できるよう、精神科救急情報センターを設置し、必要に応じて入院患者受け入れるための体制を整備</li> <li>・患者等の療養上の不安解消や、要支援難病患者に対して、保健所が中心となり地域の関係機関との連携の下、在宅療養支援を行った</li> <li>・保健・医療・福祉事業従事者等に対して県及び各圏域において研修会や学習会を開催</li> <li>・高次脳機能障がいへの支援の拠点として身近な地域へ相談支援拠点を設置し、各種相談支援・ネットワーク構築・研修会・家族支援等を行い支援体制の構築を図った</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き医療連携体制の充実を図る</li> <li>・緊急入院に対応できる体制維持のため、病院間の連携を図る</li> <li>・圏域によって社会資源が異なるため、圏域ごとの難病対策地域協議会において、適切な在宅療養支援が行えるよう関係機関間の情報共有と連携強化を図る</li> <li>・引き続き、各課題に応じた研修会等を開催し、連携及び支援体制の強化を図る</li> <li>・今後も高次脳機能障がいのある方が身近な地域でリハビリテーションができる体制を整備するため、引き続き専門医療機関と連携を図りながら派遣研修を実施する</li> </ul>                                       |
| <p>(4) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実</p> <p>①指導充実のための教育環境の整備<br/>②早期からの一貫した相談支援体制の整備<br/>③地域における多様な連携の推進<br/>④指導力の向上と研究の推進<br/>⑤社会的及び職業的自立の促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校におけるICT活用の推進、高等学校における通級による指導の充実など、教育内容・指導体制を充実を図った</li> <li>・小・中・高等学校等からの相談に応じて、情報提供や助言、援助、研修協力等を行った。</li> <li>・特別支援学校が地域と連携・協働して、地域の課題解決に向けた学習や貢献活動等、障がい者スポーツや文化活動等を通じた地域交流を実施</li> <li>・各種研修における人権教育及び特別支援教育に関わる講座、特別支援学級担任や新任特別支援教育コーディネーターを対象とした職務研修などを実施</li> <li>・「特別支援学校応援企業・団体登録事業」や企業を対象とした「学校見学会」を継続実施し、特別支援学校の作業学習や職業教育に関する理解啓発を図った</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な学びの場における教育環境を整備し、児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実を図る</li> <li>・引き続き、地域の特別支援教育の充実を図る</li> <li>・地域と学校との連携がより深まるよう、地域連携の担当者会を計画的に実施し、各校の取組の情報共有や意見交換等を行う</li> <li>・各研修の目的や受講対象者に応じた研修内容や研修方法を検討し、特別支援教育の理解を深めたり、専門性を高める研修を実施していく</li> <li>・職業能力開発員による関係機関との連携強化、新しい分野の職業開拓を継続的にすすめ、卒業生の多様なニーズに応じた就労先の確保に努める</li> </ul> |

| 現計画の項目  |   | 取組状況と課題  | 今後の対応・施策の方向性  |
|---|---|--|---|
| 5. 生活環境   | (1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとにやさしいまちづくり条例について普及・啓発を実施</li> <li>・思いやり駐車場利用証制度を運用、駐車場の適正利用等について広報</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続きひとにやさしいまちづくり条例や思いやり駐車場について普及・啓発を実施する</li> </ul>   |
|   | (2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進   |  |   |
|   | ① 県立施設の整備<br>② 民間施設の整備<br>③ 住宅の整備   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校等の段差解消工事や多目的トイレの設置・改修、河川及び海岸の緩勾配の堤防や護岸を整備</li> <li>・ 対象施設が整備基準に適合するよう建築主や設計者等へ指導</li> <li>・ ホームページ等において、バリアフリー化に関する情報を掲載するとともに、住宅に関する相談窓口を設置し、住宅のバリアフリー化の普及・啓発を図った</li> <li>・ パンフレットや新聞・ホームページ等により広報を行い、高齢者又は障がい者等が居住する住宅に対して、リフォーム助成を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き障がい者が利用しやすい施設等整備を実施する</li> <li>・ 建築主や設計者等への指導を通じて、施設・設備のバリアフリー化を推進する</li> <li>・ 障がい者に配慮した施設整備が進むよう引き続き県HP等での啓発を行う</li> <li>・ 県民に対して制度の周知を図る</li> </ul> |
|   | (3) 公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進   |  |   |
| ① 道路環境の整備<br>② 安全な交通施設の整備<br>③ 公共交通機関の充実<br>④ 移動支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全安心な歩行区間創出のため、歩道等の環境整備を実施</li> <li>・ 視覚障害者用付加装置、高齢者等感応化、音響式歩行者誘導付加装置の設置・更新</li> <li>・ 低床車両に合わせたバス停の整備や車いす及び視覚障がい者対応訓練を実施</li> <li>・ 車両(低床バス)の購入に対する補助を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続きバリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備する</li> <li>・ 引き続き障がい者にやさしい安全施設整備、障がい者にわかりやすい道路標識・表示を整備する</li> <li>・ 事業者に対してバリアフリー化に対する理解と協力を依頼</li> <li>・ 引き続き低床バスの導入支援を実施する</li> </ul>  |   |
| (4) 防災・防犯対策の推進  |   |  |   |
| ① 防災対策の推進<br>② 防犯対策の推進                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町村の防災及び健康福祉関係課および福祉施設職員を対象に実務研修会を開催</li> <li>・ 各消防本部に、高齢者や障がい者が入居する社会福祉施設における防火安全対策の徹底について指導を依頼</li> <li>・ 警察官と地域安全推進員等のボランティアが連携し、障がい者等の要望に基づき訪問活動を行い、地域安全情報の提供などの地域活動を推進</li> <li>・ 社会福祉施設等からの依頼を受け、不審者侵入対応訓練、講習等を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き研修会の開催、事例の紹介や情報提供を行いながら市町村の体制整備を促す</li> <li>・ 引き続き、消防機関に対し指導の徹底を依頼</li> <li>・ 引き続き、警察官と地域安全推進員等のボランティアが連携し、地域安全情報の提供などの地域活動を推進</li> <li>・ 社会福祉施設等との更なる情報共有・連携を図るとともに、施設等に対しては、引き続き不審者侵入対応訓練等の実施により安全確保を支援する</li> </ul>                              |   |

## 島根県障がい者基本計画 構成比較

| 現行  | 改訂案   | 摘要  |
|---|---|---|
| <p>第1編 計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画策定の趣旨</li> <li>2. 計画の基本理念</li> <li>3. 計画の性格</li> <li>4. 計画の期間</li> <li>5. 計画における障がい者の定義</li> </ol> <p>第2編 計画の基本的方向</p> <p>第1章 障がい者の動向と障がい者を取り巻く環境の変化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障がい者の動向</li> </ol> <p>第2章 障がい者を取り巻く環境の変化</p> <p>第2章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的視点           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自立した地域生活の実現</li> <li>(2) 尊厳の尊重と社会参加の推進</li> <li>(3) 地域での支え合い</li> </ol> </li> <li>2. 推進体制           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 全庁的な取組</li> <li>(2) 関係機関との連携</li> <li>(3) フォローアップ</li> </ol> </li> </ol> <p>第3編 施策の方向</p> | <p>第1編 計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画策定の趣旨</li> <li>2. 計画の基本理念</li> <li>3. 計画の性格</li> <li>4. 計画の期間</li> <li>5. 計画における障がい者の定義</li> </ol> <p>第2編 計画の基本的方向</p> <p>第1章 障がい者の動向と障がい者を取り巻く環境の変化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障がい者の動向</li> </ol> <p>第2章 障がい者を取り巻く環境の変化</p> <p>第2章 計画の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的視点           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自立した地域生活の実現</li> <li>(2) 尊厳の尊重と社会参加の推進</li> <li>(3) 地域での支え合い</li> </ol> </li> <li>2. 推進体制           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 全庁的な取組</li> <li>(2) 関係機関との連携</li> <li>(3) フォローアップ</li> </ol> </li> </ol> <p>第3編 施策の方向</p> | <p>計画策定の考え方（案）に基づき内容修正</p> <p>直近のデータにより内容修正</p> <p>計画策定の考え方（案）に基づき内容修正</p> <p>計画策定の考え方（案）に基づき内容修正</p> |
| 別紙参照  |   |   |

現行計画

改定案

| 大項目               | 中項目              | 小項目           |
|-------------------|------------------|---------------|
| 1. 差別の解消及び権利擁護の推進 | (1) 障がい者差別の解消の推進 | ①障がい者差別の解消の推進 |
|                   |                  | ②合理的配慮の提供     |
|                   | (2) 障がいに対する理解の促進 | ①啓発・広報活動の推進   |
|                   |                  | ②保健・福祉教育の推進   |
|                   |                  | ③交流・ふれあいの促進   |
|                   |                  | ④生涯学習の推進      |
| (3) 権利擁護のための施策の充実 | ①権利擁護の推進         |               |
|                   | ②虐待防止対策の推進       |               |

◆項目の変更なし

| 大項目               | 中項目              | 小項目           |
|-------------------|------------------|---------------|
| 1. 差別の解消及び権利擁護の推進 | (1) 障がい者差別の解消の推進 | ①障がい者差別の解消の推進 |
|                   |                  | ②合理的配慮の提供     |
|                   | (2) 障がいに対する理解の促進 | ①啓発・広報活動の推進   |
|                   |                  | ②保健・福祉教育の推進   |
|                   |                  | ③交流・ふれあいの促進   |
|                   |                  | ④生涯学習の推進      |
| (3) 権利擁護のための施策の充実 | ①権利擁護の推進         |               |
|                   | ②虐待防止対策の推進       |               |

| 大項目               | 中項目                       | 小項目                |
|-------------------|---------------------------|--------------------|
| 2. 地域生活の充実        | (1) サービス基盤の整備             | ①住まいの場の確保          |
|                   |                           | ②日中活動の場の充実         |
|                   |                           | ③訪問系サービスの充実        |
|                   |                           | ④重度障がい者・難病患者への支援   |
|                   |                           | ⑤移動支援の充実           |
|                   |                           | ⑥コミュニケーション支援       |
|                   |                           | ⑦情報アクセシビリティの向上     |
|                   | (2) 生活支援体制の整備             | ①相談支援体制の充実         |
|                   |                           | ②人材の養成・確保          |
|                   |                           | ③各種制度の活用促進         |
|                   | (3) 障がい児支援の充実             | ①地域における支援体制の整備     |
|                   |                           | ②医療的ケア児等に対する支援     |
|                   |                           | ③各種医療対策の充実         |
|                   | (4) スポーツ・文化芸術活動への支援       | ①スポーツ・レクリエーションへの支援 |
|                   |                           | ②文化芸術活動への支援        |
| (5) 地域における福祉活動の充実 | ①障がい者団体や本人活動の支援           |                    |
|                   | ②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実 |                    |
|                   | ③ボランティア活動の推進              |                    |

◆中項目の移行し、小項目を見直し

| 大項目               | 中項目                       | 小項目                |
|-------------------|---------------------------|--------------------|
| 2. 地域生活の充実        | (1) サービス基盤の整備             | ①住まいの場の確保          |
|                   |                           | ②日中活動の場の充実         |
|                   |                           | ③訪問系サービスの充実        |
|                   |                           | ④重度障がい者・難病患者への支援   |
|                   |                           | ⑤移動支援の充実           |
|                   |                           | ⑥コミュニケーション支援       |
|                   |                           | ⑦情報アクセシビリティの向上     |
|                   | (2) 生活支援体制の整備             | ①相談支援体制の充実         |
|                   |                           | ②人材の養成・確保          |
|                   |                           | ③各種制度の活用促進         |
|                   | (3) 障がい児支援の充実             | ①地域における支援体制の整備     |
|                   |                           | ②医療的ケア児等に対する支援     |
|                   |                           | ③各種医療対策の充実         |
|                   | (4) スポーツ・文化芸術活動への支援       | ①スポーツ・レクリエーションへの支援 |
|                   |                           | ②文化芸術活動への支援        |
| (5) 地域における福祉活動の充実 | ①障がい者団体や本人活動の支援           |                    |
|                   | ②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実 |                    |
|                   | ③ボランティア活動の推進              |                    |

| 大項目     | 中項目             | 小項目                     |
|---------|-----------------|-------------------------|
| 3. 就労支援 | (1) 適性に応じた就労の促進 | ①雇用率制度を柱とした施策の推進        |
|         |                 | ②定着を見据えた就業面・生活面からの総合的支援 |
|         |                 | ③多様な雇用・就業形態の促進          |
|         |                 | ④雇用への移行を進めるための支援        |
|         |                 | ⑤職業能力の開発                |
|         | (2) 工賃向上のための支援  | ①共同化・連携の推進              |
|         | ②受注・販路の拡大       |                         |
|         | ③企業の経営手法の導入     |                         |

◆項目の変更なし

| 大項目     | 中項目             | 小項目                     |
|---------|-----------------|-------------------------|
| 3. 就労支援 | (1) 適性に応じた就労の促進 | ①雇用率制度を柱とした施策の推進        |
|         |                 | ②定着を見据えた就業面・生活面からの総合的支援 |
|         |                 | ③多様な雇用・就業形態の促進          |
|         |                 | ④雇用への移行を進めるための支援        |
|         |                 | ⑤職業能力の開発                |
|         | (2) 工賃向上のための支援  | ①共同化・連携の推進              |
|         | ②受注・販路の拡大       |                         |
|         | ③企業の経営手法の導入     |                         |

| 大項目                    | 中項目                   | 小項目                 |
|------------------------|-----------------------|---------------------|
| 4. 保健、医療、教育の充実         | (1) 保健活動の推進           | ①健康づくりの推進           |
|                        |                       | ②精神保健の推進            |
|                        |                       | ③地域保健活動への支援         |
|                        | (2) 難病対策の推進           | ①相談支援・生活支援の充実       |
|                        |                       | ②福祉サービスの提供          |
|                        |                       | ③障がい者に対する適切な医療等の提供  |
|                        |                       | ④リハビリテーション体制の充実     |
|                        | (3) 障がい者に対する適切な医療等の提供 | ①地域医療、救急医療体制の充実     |
|                        |                       | ②適切な医療の提供           |
|                        |                       | ③医療従事者の養成・確保        |
|                        |                       | ④一人ひとりのニーズに応じた教育の充実 |
|                        |                       | ⑤社会的及び職業的自立の促進      |
| (4) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実 | ①指導充実のための教育環境の整備      |                     |
|                        | ②早期からの一貫した相談支援体制の整備   |                     |
|                        | ③地域における多様な連携の推進       |                     |
|                        | ④指導力の向上と研究の推進         |                     |
|                        | ⑤社会的及び職業的自立の促進        |                     |

◆項目の変更なし

| 大項目                    | 中項目                   | 小項目                 |
|------------------------|-----------------------|---------------------|
| 4. 保健、医療、教育の充実         | (1) 保健活動の推進           | ①健康づくりの推進           |
|                        |                       | ②精神保健の推進            |
|                        |                       | ③地域保健活動への支援         |
|                        | (2) 難病対策の推進           | ①相談支援・生活支援の充実       |
|                        |                       | ②福祉サービスの提供          |
|                        |                       | ③障がい者に対する適切な医療等の提供  |
|                        |                       | ④リハビリテーション体制の充実     |
|                        | (3) 障がい者に対する適切な医療等の提供 | ①地域医療、救急医療体制の充実     |
|                        |                       | ②適切な医療の提供           |
|                        |                       | ③医療従事者の養成・確保        |
|                        |                       | ④一人ひとりのニーズに応じた教育の充実 |
|                        |                       | ⑤社会的及び職業的自立の促進      |
| (4) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実 | ①指導充実のための教育環境の整備      |                     |
|                        | ②早期からの一貫した相談支援体制の整備   |                     |
|                        | ③地域における多様な連携の推進       |                     |
|                        | ④指導力の向上と研究の推進         |                     |
|                        | ⑤社会的及び職業的自立の促進        |                     |

| 大項目     | 中項目                         | 小項目                  |          |
|---------|-----------------------------|----------------------|----------|
| 5. 生活環境 | (1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進      | ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備 |          |
|         |                             | ①県立施設の整備             |          |
|         |                             | ②民間施設の整備             |          |
|         | (2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進       | ③住宅の整備               |          |
|         |                             | ①道路環境の整備             |          |
|         |                             | ②交通施設の整備             |          |
|         | (3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進 | ③公共交通機関の充実           |          |
|         |                             | ④移動支援の充実             |          |
|         |                             | (4) 防災・防犯対策の推進       | ①防災対策の充実 |
|         |                             |                      | ②防犯対策の充実 |

◆項目の変更なし

| 大項目     | 中項目                         | 小項目                  |          |
|---------|-----------------------------|----------------------|----------|
| 5. 生活環境 | (1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進      | ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備 |          |
|         |                             | ①県立施設の整備             |          |
|         |                             | ②民間施設の整備             |          |
|         | (2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進       | ③住宅の整備               |          |
|         |                             | ①道路環境の整備             |          |
|         |                             | ②交通施設の整備             |          |
|         | (3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進 | ③公共交通機関の充実           |          |
|         |                             | ④移動支援の充実             |          |
|         |                             | (4) 防災・防犯対策の推進       | ①防災対策の充実 |
|         |                             |                      | ②防犯対策の充実 |